

指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業所の目的)

第1条 医療法人牧山医院（以下[医院]という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下[事業]という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、医院に所属する介護支援専門員、その他の職員（以下[従業者]という。）が要介護状態等にある高齢者に対し、適法かつ適正な居宅介護支援サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の運営にあたっては、在宅で生活している要介護者等が、日常生活を営むために必要な保険医療サービス及び福祉サービスが適切に利用できるよう、要介護者等からの依頼を受けて、適正な居宅サービス計画の作成に努めるものとする。

- 2 事業の運営にあたっては、居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス事業者やその他の者との連絡調整等便宜の提供に努めるものとする。
- 3 事業の運営にあたっては、要介護者等が介護保険施設への入所をする場合には、介護保険施設等の紹介その他便宜の提供に努めるものとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人 牧山医院居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 大村市富の原2丁目1番地1

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 居宅介護支援サービスの提供にあたる職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 介護支援専門員 2名以上
1名は管理者と兼務
適切な居宅介護支援サービスの提供。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし国民の祝日、8月14日から16日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後6時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容)

第6条 居宅介護支援サービスの提供方法、内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握する。
- (2) 実施地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及び家族に提供し利用者の選択に資する。
- (3) 提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供するまでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- (4) 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及び家族に説明し、利用者から文書による同意を得る。
- (5) その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行う。

(利用料等)

第7条 居宅介護支援サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし法定代理受領の場合は無料とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大村市全域とする。

(サービスの提供開始に当たっての留意事項)

第9条 居宅介護支援サービスの提供開始に当たっては、予め利用者又は家族に対して、運営規定の概要、従事者の勤務体制、その他利用者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文章を交付して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のための必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 従業者の資格の向上を図るため研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1ヶ月以内

- ・虐待防止に関する研修

(2) 繼続研修

業務計画に関する訓練及び研修	年 1～2回以上
----------------	----------

虐待防止に関する訓練及び研修	年 1～2回以上
----------------	----------

感染症に関する訓練及び研修	年 1～2回以上
---------------	----------

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密は、これを厳守する。

3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又は、その家族に関する秘密を厳守させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を、厳守すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人牧山医院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成16年 6月	1日から施行する。
この規定は、平成18年 4月	1日から施行する。
この規定は、平成21年 4月	1日から施行する。
この規定は、平成21年 7月	16日から施行する。
この規定は、平成23年 9月	1日から施行する。
この規定は、令和 2年 5月	13日から施行する。
この規定は、令和 5年10月	1日から施行する。
この規定は、令和 6年 4月	1日から施行する。
この規定は、令和 7年 2月	1日から施行する。
この規定は、令和 7年 4月	1日から施行する。